

木津川市議会公職者等弔慰内規

この内規は、木津川市公職者等の弔慰に関する内規を定めることを目的とし、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

1	議会議員（本人） お供え 小生花等の供花（木津川市議会名義） 弔辞の送呈 通知先 議会議員、職員
2	自治功労者（本人） お供え 小生花等の供花（木津川市議会名義） 通知先 議会議員
3	職員（本人） お供え 小生花等の供花（木津川市議会名義） 通知先 議会議員
4	行政委員会委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）及び民生児童委員（本人） お供え 小生花等の供花（木津川市議会名義）
5	議会議員の親族（配偶者、実父母及び子並びに同居の義父母） お供え 小生花等の供花（木津川市議会名義） 通知先 議会議員、職員
6	その他議長が必要と認めた者 お供え 小生花等の供花（木津川市議会名義） 弔電 木津川市議会
7	その他 小生花については、概ね 5, 000 円から 10, 000 円程度のものとする。

附 則

- この内規は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- この内規は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。